

平成 29 年度産学公連携事業化促進研究 募集要領

1. 概要

(1) 目的

今後成長が期待される産業分野において、中小企業等の開発ニーズと大学の研究シーズ（知識・技術等）のマッチングをコーディネートし、さらに（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（以下「産技総研」という。）が有する技術・ノウハウを活用することにより、中小企業等による事業化を促進し、イノベーションを創出して地域産業の振興と競争力強化を図ります。

(2) 対象分野

ロボット、IoT、エネルギー、先端素材、エレクトロニクス、
ライフサイエンス（未病、先端医療）、輸送用機械器具

(3) スキーム

申請した研究が採択された場合は、申請書に記載した研究参加機関（大学、企業等）と産技総研が共同研究及び委託研究のための研究契約を締結した上で、大学、企業等と産技総研が互いにリソースを提供しながら、国等の競争的資金への応募を視野に入れ、概ね3年以内の事業化計画に基づいて共同で研究を推進していただきます。

※3年間の支援を約束するものではありません。研究の審査・採択は単年度ごとに行います。

(4) 採択件数

4件程度

(5) 研究概要書提出期間

平成29年8月7日（月）～平成29年8月31日（木）

2. 応募要件

(1) 研究内容に関する要件（ア～ウの全てを満たす必要があります）

ア 研究シーズを有する大学と開発ニーズを有する企業の両者を含む、2以上の法人が共同で実施する研究であること。

イ 産技総研が申請者等と分担・協力して行える研究課題であること。

ウ 申請する研究の属する技術分野が、上記「1. 概要」(2)項に示す対象分野に該当すること。

(2) 研究参加機関に関する要件 (ア～カの全てを満たす必要があります)

ア 申請書類の提出にあたっては、研究シーズを有する大学と開発ニーズを有する企業の両者を含む、2以上の法人で構成する共同研究体で申請すること。また、共同研究体の代表法人を決め、代表法人が共同研究体を代表して申請手続きを行うこと。

イ 代表法人は、研究の進捗管理や研究参加機関の間での情報共有、産技総研との連絡・調整を行うこと。

ウ 研究参加機関のうち1以上の法人が、県内に主たる事業所を有する中小企業[※]であること。

※ここでの中小企業とは、業種分類ごとに次に該当する法人をいう。

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社

エ 研究参加機関の全てが、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

オ 代表法人は、研究が採択された場合に、産技総研の理事長と協議の上、産学公連携事業化促進研究契約書を整えること。

カ 研究参加機関の全てが、前項の協議において整えた産学公連携事業化促進研究契約書により、産技総研と研究契約を締結すること。

3. 支援内容

(1) 研究が採択された場合は、300 万円を上限として産技総研の理事長が決定した研究費を産技総研が負担し、共同で研究を実施します。産技総研が負担する研究費のうち、100 万円を上限として産技総研の理事長が決定した額を、大学（研究室）に委託費として支払います。

※申請様式 1 に研究費の額の要望について記載していただきますが、採択後に、研究計画と合わせて産技総研の担当者と綿密に打ち合わせた上で研究費を決定します。

※「5. 研究費」を参照してください。

4. 審査

- (1) **審査方法**：まず、研究概要書を提出していただき、予備審査を実施します。
予備審査に通った場合は、研究参加機関の中から代表法人を定めていただいた上、代表法人から申請書類を提出していただき、申請書類の内容に基づく書面審査を行います。
- (2) **審査の視点**：＜別紙1＞を参照
※予備審査においては、審査の視点のうち、「⑥産技総研との共同研究の妥当性」に重点を置いて審査します。
- (3) **採択結果通知までの流れ**：
- | | |
|--------------------|----------------|
| ・研究概要書の提出締切 | 8月31日(木) |
| ・予備審査結果の連絡 | 9月上旬～中旬 |
| ・申請書類の提出締切 | 9月下旬～10月上旬(予定) |
| ・書面審査(採択・不採択)結果の通知 | 10月中(予定) |

5. 研究費

- (1) 研究が採択された場合は、産技総研の担当者と綿密に打ち合わせた上で、研究計画と合わせて研究費を決定します。
- (2) 産技総研から大学に支払う委託費の対象となる費目は＜別紙2＞のとおりとします。
- (3) 産技総研が負担する研究費の額（産技総研から大学に支払う委託費を含む）については、書面審査の結果に基づいて産技総研の理事長が決定します。
- (4) 産技総研が負担する研究費については、産技総研の会計規程に基づいて執行します。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、研究契約の全部もしくは一部を解除します。
- ア 締結した研究契約に基づく産技総研の理事長の指示に違反した場合
 - イ 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な研究については、その許可等が取消し、又は抹消されたとき。
 - ウ 研究参加機関のいずれかが正当な事由なく締結した研究契約の解約を申し出たとき。
 - エ 締結した研究契約の履行に関し、研究参加機関のいずれかに不正の行為があったとき。
 - オ 前各号に定めるもののほか、研究参加機関のいずれかが締結した研究契約に違反したとき。

6. 成果の報告、公表、取り扱い

- (1) 研究契約締結の前後に、研究参加機関の名称、研究課題の名称と研究の概要を公表します。(非公表とすることはできません。)
- (2) 研究期間中、産技総研の求めに応じて、研究参加機関に研究の進捗状況について報告を行っていただく場合があります。また、共同研究完了後に代表法人には、直ちに研究完了届に結果報告書を添付の上、産技総研の理事長に提出していただきます。研究を委託する大学には、委託研究完了後に直ちに研究完了届に収支決算書を添付の上、産技総研の理事長に提出していただくとともに、理事長が指定する職員の検査を受けていただきます。委託研究の結果については、代表法人が提出する結果報告書に明示して記述してください。
- (3) 研究の成果について、産技総研が実施する報告会等での発表や、産技総研が作成する成果報告集等への掲載を求める場合があります。この際、産技総研の研究費を使用して実施した研究の成果については、原則公開していただきます。ただし、研究参加機関から業務上の支障があると申し入れがあったときは、審査の上、一定期間その一部または全部を公表しない場合もあります。
- (4) 研究の実施に伴い発明等をなした場合には、その発明等に係る知的財産権の持分及び登録出願等について、産技総研と各研究参加機関が協議して決定するものとします。

7. 応募手続

(1) 提出方法：郵送又は持参（研究概要書の提出は電子メールによる送付も可能）

※持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）

(2) 提出書類

2-1. 産学公連携事業化促進研究 研究概要書（様式1） 1部

※まず、研究概要書を提出していただき、予備審査を実施します。

予備審査に通った場合は、研究参加機関の中から代表法人を定めていただいた上、代表法人から書面審査のための「2-2. 申請書類」を提出していただきます。

2-2. 申請書類

※ア～カは各1部、キは7部を提出してください。

オ～キは大学と公的研究機関を除く全ての研究参加機関のものを提出してください。

- ア 産学公連携事業化促進研究 申請書（申請様式1）
- イ 研究推進体制等説明書（申請様式2）
- ウ 研究内容説明書（申請様式3）
- エ 参加意思表明書（申請様式4）
- オ 申請日から3か月以内に発行された法人登記事項証明書（写し）
- カ 直近2年分の決算書（写し）
※設立2年未満の場合は直近月の合計残高試算表
- キ 会社概要を示す資料（パンフレット等）

※様式はホームページからダウンロードすることができます。

HP：https://www.kanagawa-iri.jp/r_and_d/cmcl/h29renkei/

(3) 問合せ先・申請書類の提出先

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
研究開発部 橋渡し研究課
住所：〒243-0435 海老名市下今泉 705-1
電話：046-236-1500（代表）

審査の視点

項目	審査の視点
① 開発ニーズに関する技術課題の適正	開発ニーズが、本募集で対象とする分野（「1. 概要」(2)項参照のこと。）における具体的な技術課題に即しているか。
② 研究シーズに関する特許・技術・ノウハウ等の優位性	研究シーズに関し、優位性のある特許・技術・ノウハウ等を保有しているか。
③ 開発ニーズと研究シーズのマッチングに関する妥当性	開発ニーズで挙げる技術課題が、マッチングしようとする研究シーズを利用することで、どの程度解決できると見込めるか。
④ 計画の妥当性	事業化に向けた具体的な計画（概ね3年以内）が策定されており、現実的な共同研究体制・内容・スケジュールとなっているか。
⑤ 社会への貢献度	事業化された場合に、社会に与えるインパクトは大きいのか。または、社会的インパクトは小さくとも、強いニーズがあり、一定の需要が見込めるなど、社会への貢献度が高いと予想されるか。
⑥ 産技総研との共同研究の妥当性	産技総研が有する技術・ノウハウを有効に活用できるか。

主な対象経費の一覧

開発関係経費
① 消耗品費（10万円未満（税込）のものに限る） ② 機械装置等のリース料 ③ 外注加工費 等
調査・宣伝関係経費
① 特許及び実用新案等の調査・出願・取得に要する費用（弁理士等への謝金を含む） ② ニーズ・市場・マーケットの調査に要する費用 ③ アドバイザーに支払う謝金 ④ 広告宣伝費（展示会・見本市等への出展費用を含む） 等
その他経費
① 旅費・交通費・学会参加費（委託研究の推進を目的にするもので、出張報告書等により出張・旅行・学会参加の目的が確認できるものに限る。食事代は含まない。） ② 間接経費（ <u>委託研究費総額の10%を上限とする</u> ）

※産技総研との研究契約の締結に要する費用は対象とならず、大学が負担すること。